

# 屋外広告物の手引き



令和7（2025）年4月

栃木県県土整備部都市政策課

# 目 次

	頁
1 屋外広告物 .....	1
2 屋外広告物の出せるところ、出せないところ .....	1
3 禁止地域 .....	2
4 禁止物件・禁止広告物 .....	3
5 自家用広告物・案内誘導看板 .....	5
6 許可地域 .....	6
7 許可基準の概要 .....	8
8 許可申請の手続 .....	13
9 許可期間及び手数料 .....	14
10 特別な地区制度 .....	15
11 屋外広告業の登録 .....	15
12 屋外広告物管理者の設置 .....	16
13 屋外広告物講習会 .....	16
屋外広告物許可申請のフローチャート .....	17
14 広告物の解釈 .....	19
15 主な許可基準の図示 .....	20
申請窓口一覧 .....	26

## 1 屋外広告物

屋外広告物とは、次の①～④のすべての要件を満たすものをいいます（法第2条第1項）。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの。
- ② 屋外で表示されるもの。
- ③ 公衆に表示されるもの。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

上記①～④のすべての要件を満たしていれば、表示内容の営利性や公共性を問わず、屋外広告物となり、法及び条例に基づく規制を受けます。

（屋外広告物の例）

広告板、広告塔、壁面広告物、壁面突出広告物、はり紙、はり札、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アーチ、アーケード添加広告物、電柱・街灯柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アドバルーン、サインポール

（屋外広告物に該当しないものの例）

- 駅構内、球技場内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 電話ボックスの内側に表示されるもの
- 街頭演説で配られるチラシ等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するもの（照明、サーチライト、文字のない単一色の板への照射）
- 音響広告

## 2 屋外広告物の出せるところ、出せないところ

条例では、屋外広告物（以下「広告物」といいます。）を出すこと〔広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（掲出物件）を設置すること〕を禁止する地域や場所を**禁止地域**として定める（条例第3条）とともに、信号機などの交通安全施設や街路樹等を広告物を出せない**禁止物件**として定めています（条例第4条）。

また、知事の許可を受けることによって広告物を出せる地域や場所を**許可地域**として定めています（条例第5条）。

**宇都宮市、日光市、那須塩原市及び那須町の区域は、当該市町の屋外広告物条例が適用されます。各条例による屋外広告物の設置基準は、県条例の基準と異なります。**

禁止地域、禁止物件及び許可地域の概要については、次ページ以降を参照してください。

### 3 禁止地域

禁止地域の具体的な例は、下表（左欄）のとおりですが、禁止地域であっても、下表（右欄）のように一定の要件を満たす場合には、広告物を出すことができる場合があります。これを適用除外といいますが、適用除外となる場合でも、許可を受けたり、届出をしなければ出せないものがあります。

また、規格や意匠について、規則で定める基準（規則別表第1、第2、第3）に適合している必要があります。

禁止地域の具体的な例 (○数字は条例第3条の号数を示す)	適用除外	
	許可を受け、又は届出をして出せる広告物	許可又は届出のいらない広告物
① 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区（これらのうち、知事が指定する地域に限る。） ②③ 指定文化財等 ④ 保安林（知事が指定する地域に限る。） ⑤⑥ 国立公園、県立自然公園 ⑦⑧ 自然環境保全地域等 ⑨ 保存樹木 ⑩ 指定道路又は指定鉄道 ⑪ 指定道路又は指定鉄道の路端から両側500m以内の地域（用途地域、30戸以上の家屋連続区域及び鉄道の駐車場の区域を除く。） ⑫ 都市公園 ⑬ 河川、湖沼、溪谷等（知事が指定する地域に限る。） ⑭ 指定公共用広場又は指定駐車場 ⑮ 官公署、学校、図書館等 ⑯ 古墳、墓地等（知事が指定する地域に限る。） ⑰ 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域で、知事が指定する区域	(許可を要するもの) ○ 表示面積の合計が10㎡超30㎡以下の自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの ○ 自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示又は設置する広告物（案内誘導看板） ○ 道標、案内図板等の広告物、公衆の利便に供するもの ○ 良好な景観の形成又は風致の維持のため、知事が指定する場所又は施設を利用して別に知事が定める規格に従い表示される広告物（鉄道車両、路線バス及び観光バス） ----- (届出を要するもの) ○ 政治団体、労働組合等が営利を目的としない会合等を周知するため、30日に限り表示又は設置する広告物で知事に届け出たもの ○ 公共の団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合し、かつ、知事に届け出たもの ○ 公共の団体が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合し、かつ、知事に届け出たもの	○ 法令の規定により表示又は設置する広告物 ○ 国又は地方公共団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの ○ 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等 ○ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物（規則基準に適合するものを除く。）で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合するもの ○ 地方の年中行事のため表示又は設置する広告物 ○ 表示面積の合計が10㎡以下の自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの ○ 自己の管理する土地物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物（基準：①表示面積0.5㎡以内、②特殊装置なし、③高さ1.5m以下） ○ 工事現場の仮囲い等（基準：周囲の景観に調和するもの） ○ 冠婚葬祭や祭礼等のためのもの ○ 講演会、展覧会等のため、会場内に表示又は設置する広告物 ○ 人、動物に表示される広告物（基準：表示面積0.5㎡以内） ○ 車両に表示される広告物（基準：左右側面部の表示面積はそれぞれ1㎡以内、後部の表示面積は0.5㎡以内。ただし、自己の所有車両に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合を除く。） ○ 船舶に表示される広告物（基準：1件につき縦0.5m以下、横1m以下で3件以内。ただし、自己の所有船舶に自己の名称等を表示する場合等を除く。） ○ 自動車の使用の本拠の位置に適用される屋外広告物条例の規定に基づいて自動車に表示される広告物

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等（国又は地方公共団体が開催等を支援するものに限る）において表示又は設置される広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等（車両に表示される広告物にあっては、県の景観の形成に関する計画、方針等）に適合し、かつ、知事に届け出たもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益施設等に寄贈者名簿等を表示する場合（基準：表示面積 0.5 m<sup>2</sup>以内で2面以内）</li> </ul>
--	---	---

#### 4 禁止物件・禁止広告物

##### (1) 禁止物件

禁止物件の具体的な例は、下表（左欄）のとおりですが、禁止地域同様、下表（右欄）のとおり適用除外となる場合があります。

禁止物件の具体的な例 (○数字は条例第4条第1項の号数を示す)	適用除外	
	許可を受け、又は届出をして出せる広告物	許可又は届出のいない広告物
① 橋りょう、トンネル、高架構造物、交通分離帯 ② 石垣、よう壁等（知事が指定するものに限る。） ③ 街路樹、路傍樹、並木等 ④ 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め等 ⑤ 電柱、街灯柱等（知事が指定するものに限る。） ⑥ 消火栓、火災報知機等 ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス等 ⑧ 送電塔、送受信塔、照明塔 ⑨ 煙突、ガスタンク等 ⑩ 彫像、神仏像、記念碑等 ⑪ 景観重要建造物、景観重要樹木 ※（条例第4条第2項）道路の路面	(許可を要するもの) 該当なし ----- (届出を要するもの) ○ 政治団体、労働組合等が営利を目的としない会合等を周知するため、30日に限り表示又は設置する広告物で知事に届け出たもの ○ 公共的団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合し、かつ、知事に届け出たもの ○ 公共的団体が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合し、かつ、知事に届け出たもの ○ 国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等(国	○ 法令の規定により表示又は設置する広告物 ○ 国又は地方公共団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの ○ 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等 ○ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物(規則基準に適合するものを除く。)で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合するもの ○ 地方の年中行事のため表示又は設置する広告物 ○ 左欄②⑧⑨⑪の場合、その所有者等が自己の営業内容等を表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの(基準：表示面積 10 m <sup>2</sup> 以内で2面以内) ○ その所有者等が管理上

	<p>又は地方公共団体が開催等を支援するものに限る)において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等(車両に表示される広告物にあっては、県の景観の形成に関する計画、方針等)に適合し、かつ、知事に届け出たもの</p>	<p>の必要に基づき表示又は設置する広告物</p>
--	--	---------------------------

(2) 禁止広告物

次に掲げる広告物は**禁止広告物**として定められており、出すことが禁止されています(条例第12条)。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの</li> <li>② 著しく破損し、又は老朽したものの</li> <li>③ 倒壊又は落下のおそれのあるものの</li> <li>④ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの</li> </ul> |
|---|

## 5 自家用広告物・案内誘導看板

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標、自己の事業又は営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物のことをいいます。

下表（左欄）は、自家用広告物の合計面積に応じた許可基準・適用除外の基準を示しています。

また、案内誘導看板とは、禁止地域内で自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示又は設置する広告物のことをいいます。

禁止地域においては、国等が公共的目的で表示又は設置する広告物を除き、野立広告物を認めていませんが、基準に適合する案内誘導看板については、許可を受ければ表示又は設置することができます。

案内誘導看板の許可基準は、下表（右欄）のとおりですが、この基準は禁止地域においてのみ適用されます（許可地域においては、許可地域ごとの野立広告物の基準が適用されます。）。

区分 地域	自家用広告物の合計面積 特定商品名に係る広告物の面積が合計 面積の1/2以内である場合に限る。			案内誘導看板の許可基準
	10㎡以内	10㎡を超え 30㎡以内	30㎡超	
禁 止 地 域	許可はありません 〔ただし、規格等について、規則別表第1、第2の基準に適合させる必要があります。〕	許可を受けて表示又は設置することができます。（注） 〔許可が不要とされている10㎡以内の広告物（左欄）も含めて、許可を受ける必要があります。また、規格等について、規則別表第1の基準に適合させる必要があります。〕	許可できません	① 事業遂行上必要であること ② 高さ2m以下（共架の場合3m以下） ③ 1件につき縦0.5m以下、横1m以下 ④ 平面で、表裏各一面以内 ⑤ 自己の営業所等から3km以内で、道路交差点から5m以上500m以内 ⑥ 材料は、青銅、木又は擬木 ⑦ 色彩は、青銅製のもの着色しないもの、その他のものはこげ茶色で、文字は白色又は黒色。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。 ⑧ 件数は、一者につき3件以内 ⑨ 共架の場合、縦に5件以内 ⑩ 特殊装置の場合、間接照明の方法により、光源は白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
許 可 地 域	許可はありません 〔ただし、規格等について、規則別表第1の基準に適合させる必要があります。〕	許可を受けて表示又は設置することができます（許可地域ごとの広告物の基準（規則別表第1）が適用されます）。 〔許可が不要とされている10㎡以内の広告物（左欄）も含めて、許可を受ける必要があります。〕		

注：禁止地域のうち、国立公園、県立自然公園及び街道景観形成地区の区域には適用されません。

## 6 許可地域

禁止地域以外のすべての地域が許可地域となっています。

許可地域においては、下表（右欄）の適用除外に該当する場合を除き、原則として許可を受けなければ広告物の表示又は設置をすることはできません。

本県においては、許可地域をさらに5地域に細分化し、各地域の特性に合わせた許可基準を適用しています（許可地域における許可基準の概要については、8ページ以降参照）。

許可地域の区分 (○数字は規則別表第1備考の項数を示す)	適用除外	
	届出をして出せる広告物	許可又は届出のいない広告物
① 自然保全型地域 ② 自然保全型沿線地域 (禁止地域の指定道路又は指定鉄道の路端から両側500m以内の地域にあるもののうち、30戸以上の家屋連続区域及び鉄道の駐車場の区域にあるものを含む。) ③ 田園調和型地域 ④ 田園調和型沿線地域 ⑤ 市街地形成型地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治団体、労働組合等が営利を目的としない会合等を周知するため、30日に限り表示又は設置する広告物で知事に届け出たもの</li> <li>○ 公共的団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合し、かつ、知事に届け出たもの</li> <li>○ 公共的団体が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合し、かつ、知事に届け出たもの</li> <li>○ 国、地方公共団体及び公共的団体以外の者が観光又は地域の振興を目的とする一定期間の催物等(国又は地方公共団体が開催等を支援するものに限る)において表示又は設置する広告物で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等(車両に表示される広告物にあっては、県の景観の形成に関する計画、方針等)に適合し、かつ、知事に届け出たもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令の規定により表示又は設置する広告物</li> <li>○ 国又は地方公共団体が公共的目的で表示又は設置する広告物で規則で定める基準に適合するもの</li> <li>○ 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等</li> <li>○ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物(規則基準に適合するものを除く。)で、当該広告物が表示又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に適合するもの</li> <li>○ 地方の年中行事のため表示又は設置する広告物</li> <li>○ 表示面積の合計が10㎡以下の自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの</li> <li>○ 自己の管理する土地物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物(基準:①表示面積0.5㎡以内、②特殊装置なし、③高さ1.5m以下)</li> <li>○ 工事現場の仮囲い等(基準:周囲の景観に調和するもの)</li> <li>○ 冠婚葬祭や祭礼等のためのもの</li> <li>○ 講演会、展覧会等のため、会場内に表示又は設置する広告物</li> <li>○ 人、動物に表示される広告物(基準:表示面積0.5㎡以内)</li> </ul>

- 車両に表示される広告物（基準：左右側面部の表示面積はそれぞれ1㎡以内、後部の表示面積は0.5㎡以内。ただし、自己の所有車両に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合を除く。）
- 船舶に表示される広告物（基準：1件につき縦0.5m以下、横1m以下で3件以内。ただし、自己の所有船舶に自己の名称等を表示する場合等を除く。）
- 自動車の使用の本拠の位置に適用される屋外広告物条例の規定に基づいて自動車に表示される広告物
- 公益施設等に寄贈者名簿等を表示する場合（基準：表示面積0.5㎡以内で2面以内）

## 7 許可基準の概要

5区分(①～⑤)の許可地域ごと(禁止地域内で許可を受けて広告物を表示又は設置する場合には禁止地域別)に適用される許可基準が異なりますので、広告物を表示又は設置する場所がどの地域にあるかを確認し、基準を当てはめてください。

なお、許可地域ごとの許可基準等については次のとおりです。

(広告物の解釈についてはP.19、広告物の種類別の主な許可基準の図示についてはP.20を参照)

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ① | 自然保全型地域・・・山地山麓景観ゾーン          |
| ② | 自然保全型沿線地域・・・山地山麓景観ゾーン内の沿道・沿線 |
| ③ | 田園調和型地域・・・平地景観ゾーン            |
| ④ | 田園調和型沿線地域・・・平地景観ゾーン内の沿道・沿線   |
| ⑤ | 市街地形成型地域・・・用途地域              |

### (1) 広告板・広告塔

#### 《野立広告物》

##### (野立広告板)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・3m以下	・3m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下
面積	・0.5㎡以内/面 表裏各1面/件	・3㎡以内/面 表裏各1面/件 (6㎡以内/基)	・10㎡以内/面 表裏各1面/件 (20㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)
後退距離・間隔	・道路から1m以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上 ・広告物の高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上 ・広告物の高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上 ・広告物の高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路からの後退距離なし ・道路への突出不可
色彩	・地色・裏面・支柱：こげ茶 ・文字：白色、黒色 ・ワンポイント：5分の1以内/面(色彩制限なし)				
基数・架数	・共架：縦に5件/基	・共架：縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・共架：縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・共架：縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・1基/前面道路 ・共架：縦に5件/基 但し、合計面積は40㎡以内
照明	・白色系、点滅不可	・白色系、点滅不可	・白色系、点滅不可		

注：前面道路・・・事業所等の敷地に接する道路

##### (野立広告塔)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・3m以下	・3m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下 ・道路からの後退距離以下	・9m以下 ・道路からの後退距離以下	・9m以下
面積	・3㎡以内/面 ・12㎡以内/基	・3㎡以内/面 ・12㎡以内/基	・10㎡以内/面 ・40㎡以内/基	・20㎡以内/面 ・80㎡以内/基	・20㎡以内/面 ・80㎡以内/基
形状・幅	・1面幅：1m以内 ・最大投影幅：1.5m以内	・1面幅：1m以内 ・最大投影幅：1.5m以内	・1面幅：2m以内 ・最大投影幅：2.5m以内	・1面幅：2.5m以内 ・最大投影幅：3.5m以内	・1面幅：2.5m以内 ・最大投影幅：3.5m以内
後退距離・間隔	・道路から1m以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上 ・広告物高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上 ・広告物高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上 ・広告物高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路からの後退距離なし ・道路への突出不可
色彩	・地色、支柱：こげ茶 ・文字：白色、黒色 ・ワンポイント：5分の1以内/面(色彩制限なし)				
基数					・1基/前面道路
照明	・白色系、点滅不可	・白色系、点滅不可	・白色系、点滅不可		

## 《敷地内広告物》

### (敷地内広告板)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3 m以下	・ 6 m以下	・ 6 m以下	・ 9 m以下	・ 1.2 m以下
面積	・ 3 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 (6 m <sup>2</sup> 以内/基)	・ 10 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 (20 m <sup>2</sup> 以内/基)	・ 10 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 (20 m <sup>2</sup> 以内/基)	・ 20 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 (40 m <sup>2</sup> 以内/基)	・ 20 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 (40 m <sup>2</sup> 以内/基)
後退距離・間隔	・ 道路から1 m以上	・ 道路から1 m以上	・ 道路から1 m以上	・ 道路から1 m以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路上への突出の場合 出幅：境界から1 m以内 下端：車道上4.5 m以上、歩道上2.5 m以上
基数	・ 1基/敷地+1基/車両出入口	・ 1基/敷地+1基/車両出入口	・ 1基/敷地+1基/車両出入口	次のいずれかの基数 ・ 1基/前面道路 ・ 1基/敷地+1基/車両出入口	次のいずれかの基数 ・ 2基/敷地 ・ 1基/前面道路 ・ 1基/敷地+1基/車両出入口
照明	・ 点滅不可	・ 点滅不可			

### (敷地内広告塔)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3 m以下	・ 6 m以下	・ 6 m以下	・ 9 m以下	・ 1.2 m以下
面積	・ 3 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 1.2 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 10 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 40 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 10 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 40 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 20 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 80 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 20 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 80 m <sup>2</sup> 以内/基
形状・幅	・ 1面幅：1 m以内 ・ 最大投影幅：1.5 m以内	・ 1面幅：2 m以内 ・ 最大投影幅：2.5 m以内	・ 1面幅：2 m以内 ・ 最大投影幅：2.5 m以内	・ 1面幅：2.5 m以内 ・ 最大投影幅：3.5 m以内	・ 1面幅：2.5 m以内 ・ 最大投影幅：3.5 m以内
後退距離	・ 敷地境界から1 m以上	・ 敷地境界から1 m以上	・ 敷地境界から1 m以上	・ 敷地境界から1 m以上	・ 後退距離なし ・ 道路への突出不可
基数	・ 1基/敷地	・ 1基/敷地	・ 1基/敷地	・ 1基/敷地	・ 1基/敷地
照明	・ 点滅不可	・ 点滅不可			

## 《屋上広告物》

### (屋上広告板)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 1 m以下	・ 1 m以下	・ 3 m以下	・ 3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下、最高6 m	・ 3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下、最高6 m
面積	・ 3 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 ・ 6 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 3 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 ・ 6 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 15 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 ・ 30 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 60 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 ・ 120 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 60 m <sup>2</sup> 以内/面 表裏各1面/件 ・ 120 m <sup>2</sup> 以内/基
位置	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可
基数	・ 1基/建築物 但し、屋上広告塔との併設は不可	・ 1基/建築物 但し、屋上広告塔との併設は不可	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告塔との併設は不可	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告塔との併設は不可	・ 1基/1壁面 但し、屋上広告塔との併設は不可
照明	・ 点滅不可	・ 点滅不可	・ 点滅不可		

### (屋上広告塔)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 1 m以下	・ 1 m以下	・ 3 m以下	・ 3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下かつ6 m以下	・ 3 m以下又は建築物の高さの3分の1以下かつ6 m以下
面積	・ 3 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 1.2 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 3 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 1.2 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 15 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 60 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 60 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 240 m <sup>2</sup> 以内/基	・ 60 m <sup>2</sup> 以内/面 ・ 240 m <sup>2</sup> 以内/基
形状・幅	・ 1面幅：3 m以内 ・ 最大投影幅：4 m以内	・ 1面幅：3 m以内 ・ 最大投影幅：4 m以内	・ 1面幅：5 m以内 ・ 最大投影幅：7 m以内	・ 1面幅：10 m以内 ・ 最大投影幅：14 m以内	・ 1面幅：10 m以内 ・ 最大投影幅：14 m以内
位置	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可	・ 建築物からはみ出し不可
基数	・ 1基/建築物 但し、屋上広告板との併設不可	・ 1基/建築物 但し、屋上広告板との併設不可	・ 1基/建築物 但し、屋上広告板との併設不可	・ 1基/建築物 但し、屋上広告板との併設不可	・ 1基/建築物 但し、屋上広告板との併設不可
照明	・ 点滅不可	・ 点滅不可	・ 点滅不可		

(2) 壁面広告物・壁面突出広告物

(壁面広告物)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・2階窓下以下 ・6m以下 ・ワンポイント：高さ制限なし	・2階窓下以下 ・6m以下 ・ワンポイント：高さ制限なし	・2階窓下以下 ・6m以下 ・ワンポイント：高さ制限なし	・3階窓下以下 ・9m以下 ・ワンポイント：高さ制限なし	・3階窓下以下 ・9m以下 ・ワンポイント：高さ制限なし ※ 商工業地域等においては高さ制限なし
面積	・3㎡（ワンポイントを表示する場合にあっては2㎡）以内/建築物 ・ワンポイント：1㎡以内/建築物	・3㎡以内/建築物 ・ワンポイント：1㎡以内/建築物	・有効壁面数×10㎡以内/建築物 但し、10㎡以内/1建築壁面 ・ワンポイント：1㎡以内/建築物	・有効壁面数×20㎡以内/建築物 但し、20㎡以内/1建築壁面 ・ワンポイント：3㎡以内/建築物	・有効壁面数×20㎡以内/建築物 但し、20㎡以内/1建築壁面 ・商工業地域等における広告物にあっては有効壁面の面積の1/10の面積（当該1/10の面積が20㎡×有効壁面数の面積未満のときは、20㎡×有効壁面数の面積）以内/建築物 但し、1建築壁面の面積の1/10の面積（当該1/10の面積が20㎡未満のときは、20㎡）以内/1建築壁面 ・ワンポイント：3㎡以内/建築物
位置	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出し不可	・開口部への掲出不可 ・建築物からはみ出し不可
基数	・1基/1建築壁面 ・ワンポイント：1基/1建築壁面	・1基/1建築壁面 ・ワンポイント：1基/1建築壁面	・ワンポイント：1基/1建築壁面	・ワンポイント：1基/1建築壁面	・ワンポイント：1基/1建築壁面
照明	・白色系、点滅不可	・白色系、点滅不可			

注1：有効壁面・・・前面道路（P.8参照）に面する壁面

注2：商工業地域等・・・用途地域のうち、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(壁面突出広告物)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・上端：6m以下かつ軒高以下	・上端：6m以下かつ軒高以下	・上端：6m以下かつ軒高以下	・上端：9m以下かつ軒高以下	・上端：1.2m以下かつ軒高以下 ・下端：車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
面積	・1.5㎡以内/面 ・3㎡以内/基	・3㎡以内/面 ・6㎡以内/基	・5㎡以内/面 ・10㎡以内/基	・10㎡以内/面 ・20㎡以内/基	・10㎡以内/面 ・20㎡以内/基
出幅	・建築壁面から1m以内 ・道路への突出不可	・建築壁面から1m以内 ・道路への突出不可	・建築壁面から1.5m以内 ・道路への突出不可	・建築壁面から1.5m以内 ・道路への突出不可	・建築壁面から1.5m以内 ・敷地境界から1m以内
基数	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面	・1基/有効壁面 但し、20㎡以内で、縦に1列に表示等する場合基数制限なし	・1基/有効壁面 但し、20㎡以内で、縦に1列又は2列に表示等する場合基数制限なし

(3) はり紙・はり札・立看板

(はり紙)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
面積	・1㎡以内/面	・1㎡以内/面	・1㎡以内/面	・1㎡以内/面	・1㎡以内/面
期間	・1月以内	・1月以内	・1月以内	・1月以内	・1月以内
表示方法	・同一面に連続して表示しない ・直接のり付けしない	・同一面に連続して表示しない ・直接のり付けしない	・同一面に連続して表示しない ・直接のり付けしない	・同一面に連続して表示しない ・直接のり付けしない	・同一面に連続して表示しない ・直接のり付けしない

(はり札)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
面積	・ 0.2㎡以内/面	・ 0.2㎡以内/面	・ 0.2㎡以内/面	・ 0.2㎡以内/面	・ 0.2㎡以内/面
期間	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内
表示方法	・ 同一物件に連続して表示しない	・ 同一物件に連続して表示しない	・ 同一物件に連続して表示しない	・ 同一物件に連続して表示しない	・ 同一物件に連続して表示しない

(立看板)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
面積	・ 1㎡以内/基	・ 1㎡以内/基	・ 1㎡以内/基	・ 1㎡以内/基	・ 1㎡以内/基
期間	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内	・ 1月以内
設置方法	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない	・ 建築物等に確実に取り付ける ・ 同一物件に連続して表示しない

(4) 置看板・のぼり旗

(置看板)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下
面積	・ 1.5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基	・ 1.5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基	・ 1.5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基	・ 1.5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基	・ 1.5㎡以内/面 ・ 6㎡以内/基
位置	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可
基数	・ 2基/敷地	・ 2基/敷地	・ 2基/敷地	・ 2基/前面道路	・ 2基/前面道路
照明	・ 点滅不可	・ 点滅不可			

(のぼり旗)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下	・ 3m以下
面積	・ 1.5㎡以内/面 表裏各1面/本	・ 1.5㎡以内/面 表裏各1面/本	・ 1.5㎡以内/面 表裏各1面/本	・ 1.5㎡以内/面 表裏各1面/本	・ 1.5㎡以内/面 表裏各1面/本
期間	・ 1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	・ 1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	・ 1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	・ 1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	・ 1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）
間隔・位置	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可	・ 道路への突出不可 ・ 広告物相互間6m以上 但し、出入口1対(2本)のみ距離制限なし	・ 道路への突出不可 ・ 広告物相互間6m以上 但し、出入口1対(2本)のみ距離制限なし	・ 道路への突出不可 ・ 広告物相互間6m以上 但し、出入口1対(2本)のみ距離制限なし
基数	・ 2本以内/敷地	・ 2本以内/敷地			

(5) 広告幕（懸垂幕・横断幕）・アーチ・アーケード添加広告物

(懸垂幕)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
長さ	・ 1.5m以下	・ 1.5m以下	・ 1.5m以下	・ 1.5m以下	・ 1.5m以下
幅	・ 1.4m以下	・ 1.4m以下	・ 1.4m以下	・ 1.4m以下	・ 1.4m以下

(横断幕)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・ 下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上
設置場所	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの	・ 道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・ 上記以外の場合、公益上必要なもの

(アーチ)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上	・下端：歩道上3.5m以上、歩道以外5m以上
設置場所	・道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・上記以外の場合、公益上必要なもの	・道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・上記以外の場合、公益上必要なもの	・道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・上記以外の場合、公益上必要なもの	・道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・上記以外の場合、公益上必要なもの	・道路を横断する場合、交通幹線道路以外の盛り場等 ・上記以外の場合、公益上必要なもの

(アーケード添加広告物)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・下端：2.5m以上	・下端：2.5m以上	・下端：2.5m以上	・下端：2.5m以上	・下端：2.5m以上
規格	・縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・同一商店街で規格統一	・縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・同一商店街で規格統一	・縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・同一商店街で規格統一	・縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・同一商店街で規格統一	・縦0.5m以下かつ横1.5m以下 ・同一商店街で規格統一

(6) 電柱・街灯柱等を利用する広告物（電柱広告）

(巻付広告)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・下端：1.2m以上 ・上端：3.2m以下	・下端：1.2m以上 ・上端：3.2m以下	・下端：1.2m以上 ・上端：3.2m以下	・下端：1.2m以上 ・上端：3.2m以下	・下端：1.2m以上 ・上端：3.2m以下
面積	・1㎡以内	・1㎡以内	・1㎡以内	・1㎡以内	・1㎡以内

(袖看板)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上	・下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上	・下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上	・下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上	・下端：歩道上2.5m以上、歩道以外4.5m以上
規格	・縦1.2m以下かつ横0.5m以下	・縦1.2m以下かつ横0.5m以下	・縦1.2m以下かつ横0.5m以下	・縦1.2m以下かつ横0.5m以下	・縦1.2m以下かつ横0.5m以下
設置方法	・歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けて設置 ・同一物件に1件	・歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けて設置 ・同一物件に1件	・歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けて設置 ・同一物件に1件	・歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けて設置 ・同一物件に1件	・歩道中央から車道寄りの部分又は車道に設置する場合は、道路の外側に向けて設置 ・同一物件に1件

(7) 車両に表示される広告物（車両広告）

(鉄道車両及び軌道車両)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
位置	・左右側面部及び前後部	・左右側面部及び前後部	・左右側面部及び前後部	・左右側面部及び前後部	・左右側面部及び前後部
表示方法	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。

(路線バス及び観光バス)

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
位置	・左右側面部及び後部	・左右側面部及び後部	・左右側面部及び後部	・左右側面部及び後部	・左右側面部及び後部
表示方法	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。

注1：路線バス・・・道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業（路線又は区域運行）の車両

注2：観光バス・・・道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業（乗車定員11人以上の貸切運行）の車両

## (8) アドバルーン

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
規格	・気球の直径3m以下 ・綱の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・地上から気球まで4.5m以下	・気球の直径3m以下 ・綱の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・地上から気球まで4.5m以下	・気球の直径3m以下 ・綱の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・地上から気球まで4.5m以下	・気球の直径3m以下 ・綱の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・地上から気球まで4.5m以下	・気球の直径3m以下 ・綱の長さ1.5m以下かつ幅1.5m以下 ・地上から気球まで4.5m以下
期間	・1月以内	・1月以内	・1月以内	・1月以内	・1月以内
設置方法	・布片は主綱に固着 ・常時監視員を置く ・風速5m以上の強風のときは掲揚しない	・布片は主綱に固着 ・常時監視員を置く ・風速5m以上の強風のときは掲揚しない	・布片は主綱に固着 ・常時監視員を置く ・風速5m以上の強風のときは掲揚しない	・布片は主綱に固着 ・常時監視員を置く ・風速5m以上の強風のときは掲揚しない	・布片は主綱に固着 ・常時監視員を置く ・風速5m以上の強風のときは掲揚しない

## (9) サインポール

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ規格	・下端：4.5m以上 ・縦、横2m以下	・下端：4.5m以上 ・縦、横2m以下	・下端：4.5m以上 ・縦、横2m以下	・下端：4.5m以上 ・縦、横2m以下	・下端：4.5m以上 ・縦、横2m以下

## (10) LRT停留場及びバス停留所上屋等利用広告物

	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
表示方法	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。	・交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等は不可。

## 8 許可申請の手続

### (1) 新規及び変更の場合

広告物を表示又は設置する市町の窓口（車両・船舶に表示される広告物については、県の都市政策課）へ関係書類正副2部を提出し、許可を受けてから着工してください。

なお、申請の際には手数料が必要です。

#### 【車両広告以外の場合】

- ① 屋外広告物許可申請書（別記様式第2号）・屋外広告物変更許可申請書（別記様式第4号）
- ② 添付する書類（新規：ア～エ、変更：ア～キ）
  - ア 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等）
  - イ 使用権を証する書面
  - ウ 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）
  - エ 管理者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）
  - オ 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあっては、補修後に当該箇所を撮影した写真も併せて添付。）
  - カ 屋外広告物安全点検報告書
  - キ カを作成した者の資格を証する書類（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）
- ※ カ及びキについては、「(5) 屋外広告物安全点検報告書について」を参照。
- ③ 栃木県車両広告物等自主審査実施要綱（平成26（2014）年4月1日施行）に基づく自主審査結果報告書（LRT停留場及びバス停留所上屋等利用広告物に限る。）

#### 【車両広告の場合】

- ① 屋外広告物許可申請書（車両広告物用）（別記様式第2号の2）・屋外広告物変更許可申請書（車両広告物用）（別記様式第4号の2）
- ② 添付する書類
  - ア 広告物の形状等に関する図面
  - イ 広告物を表示する車両の通行経路図
  - ウ 広告物を表示する車両の使用権を証する書面（新規の場合に限る。）
- ③ 栃木県車両広告物等自主審査実施要綱（平成26（2014）年4月1日施行）に基づく自主審査

## 結果報告書

### (2) 更新の場合

許可期間は広告物の種類によって決まっています。期限後も引き続き表示又は設置する場合には、期限満了前に更新許可の手続きをしてください。（※提出先は、新規の場合と同じ窓口です。）

なお、申請の際には手数料が必要です。

また、申請に必要な書類は、新規の場合と同様に正副2部ですが、次のように添付書類が簡素化されています。

#### 【車両広告以外の場合】

##### ① 屋外広告物更新許可申請書（別記様式第3号）

##### ② 添付する書類

ア 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影した写真も併せて添付。）

イ 屋外広告物安全点検報告書

ウ イを作成した者の資格を証する書類（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）

※ イ及びウについては、「(5) 屋外広告物安全点検報告書について」を参照。

#### 【車両広告の場合】

##### ① 屋外広告物更新許可申請書（車両広告物用）（別記様式第3号の2）

##### ② 添付する書類

広告物の写真（3か月以内に撮影されたもの）

### (3) 申請者の変更、広告物を除却等した場合

申請者の住所、氏名等を変更した場合は屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（別記様式第9号）を提出してください。

また、広告物を除却したときは、屋外広告物除却届出書（別記様式第8号）を除却後の写真を添えて提出してください。（滅失の場合には、屋外広告物滅失届出書（別記様式第10号）を提出してください。）

### (4) 許可を受けた場合の表示

許可番号、許可期限、管理者名等を記載した所定の許可の証票（別記様式第6号）を見やすいところに表示することとなっています。ただし、はり紙等の場合は、所定の許可印（別記様式第7号）に代えることができます。

### (5) 屋外広告物安全点検報告書について

ア 提出の対象となる広告物

変更及び更新の許可を受けようとする広告物で、置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物以外の広告物

イ 点検・作成時期

変更及び更新の許可申請書を提出する日前3か月以内

ウ 点検・作成者の要件

(ア) 屋外広告物管理者の資格を有する者（※16ページを参照）

(イ) (一社)日本屋外広告業団体連合会又は(公社)日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

※ 屋外広告物安全点検報告書を提出する際には、(ア)又は(イ)を証する書類（写し）を併せて提出することになっています。

## 9 許可期間及び手数料

### (1) 許可期間

ア のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）、はり紙、はり札、立看板又はアドバルーンについては「1か月以内」。

イ のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）については「3か月以内」。

ウ 上記ア、イ以外の広告物については「3年以内」。

### (2) 手数料

屋外広告物の許可申請には、広告物の種類や表示面積に応じて手数料が必要です。

手数料の金額は、車両・船舶に表示される広告物については県が、これ以外については各市町が定めています。

## 10 特別な地区制度

地域の特性に応じた良好な景観を保全したり、整備するため、禁止地域及び許可地域内に景観保全型広告整備地区や広告物協定地区を定めることができます。

### (1) 景観保全型広告整備地区

#### ア 制度の概要

禁止地域等や許可地域の中でも、特に良好な景観を保全する必要性の高い地区については、知事が景観保全型広告整備地区を指定することができます。この地区は、許可対象となっている広告物のみならず、自家用広告物等規制の対象除外となっている広告物についても、より良質なものに誘導していくことを目的としています。

#### イ 規制の概要

- (ア) 当該地区において、広告物を表示又は設置しようとする者は、広告物の位置、形状、面積等について知事が定めた基本方針に適合するよう努めなければなりません。
- (イ) 当該地区のうち禁止地域内において広告物を表示又は設置しようとする者は、屋外広告物表示（設置）届出書（別記様式第1号）を提出しなければなりません。
- (ウ) (イ)にかかわらず、当該地区のうち禁止地域内において車両に表示される広告物を表示しようとする者は、屋外広告物表示届出書（車両広告物用）（別記様式第1号の2）を提出しなければなりません。
- (エ) (イ)又は(ウ)の届出があった場合において、基本方針の内容に照らして必要がある場合は、知事は届出者に対し、必要な助言又は勧告をすることがあります。

### (2) 広告物協定地区

#### ア 制度の概要

一定の区域内の土地所有者等（土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者）は、良好な景観の形成のため地域の住民等が自主的なルールとして、広告物の表示又は設置に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができます。

#### イ 協定事項及び指定要件

協定事項は区域内の広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項等です。

協定の締結に当たっては、土地所有者等の全員の合意を必要とし、知事は認定した場合、技術的支援等を行います。

## 11 屋外広告業の登録

### (1) 屋外広告業

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示や掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示する業のことをいいます。

### (2) 屋外広告業を営む場合

県内において営業所の有無に関わりなく、屋外広告業を営む場合には、**屋外広告業登録申請書（別記様式第11号）**を知事に提出し、**あらかじめ屋外広告業の登録を受ける必要があります。**

登録申請書の添付書類として、誓約書、略歴書、業務主任者の資格要件を証する書類、住民票、登記事項証明書（法人）が必要になります。また、営業所ごとに業務主任者を置かなければなりません。

登録を受けた事業者は、**屋外広告業者登録票（別記様式第22号）**を作成し営業所の見やすい場所に掲示してください。

また、登録事項に変更があったときは**屋外広告業登録事項変更届出書（別記様式第16号）**を、屋外広告業を廃止したときは**屋外広告業廃業等届出書（別記様式第17号）**を提出する必要があります。

### (3) 手数料

屋外広告業の登録申請には、手数料10,000円が必要です。栃木県収入証紙又は、電子納付等で納入してください。

なお、県では、段階的にキャッシュレス決済への移行を進めているため、栃木県収入証紙の販売は令和8年3月31日まで、利用は令和9年3月31日までとなります。

## 12 屋外広告物管理者の設置

良好な景観又は風致の維持や公衆に対する危害を防止するためには、広告物を常に良好な状態に保持する必要があります。このため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにするため、簡易な広告物を除き、広告物の管理者を設置することが義務付けられています。

### (1) 屋外広告物管理者の設置義務

#### ア 対象となる広告物

置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物以外の広告物

#### イ 屋外広告物管理者の要件

次の各号のいずれかに該当する方

- (ア) 本県の屋外広告物講習会修了者（※下記 13 参照）
- (イ) 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会修了者
- (ウ) 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- (エ) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (オ) その他知事が認定した者

### (2) 屋外広告物管理者の設置等の届出

ア 屋外広告物管理者を設置した場合、直ちに屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（別記様式第 9 号）を提出してください。ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合には省略することができます。

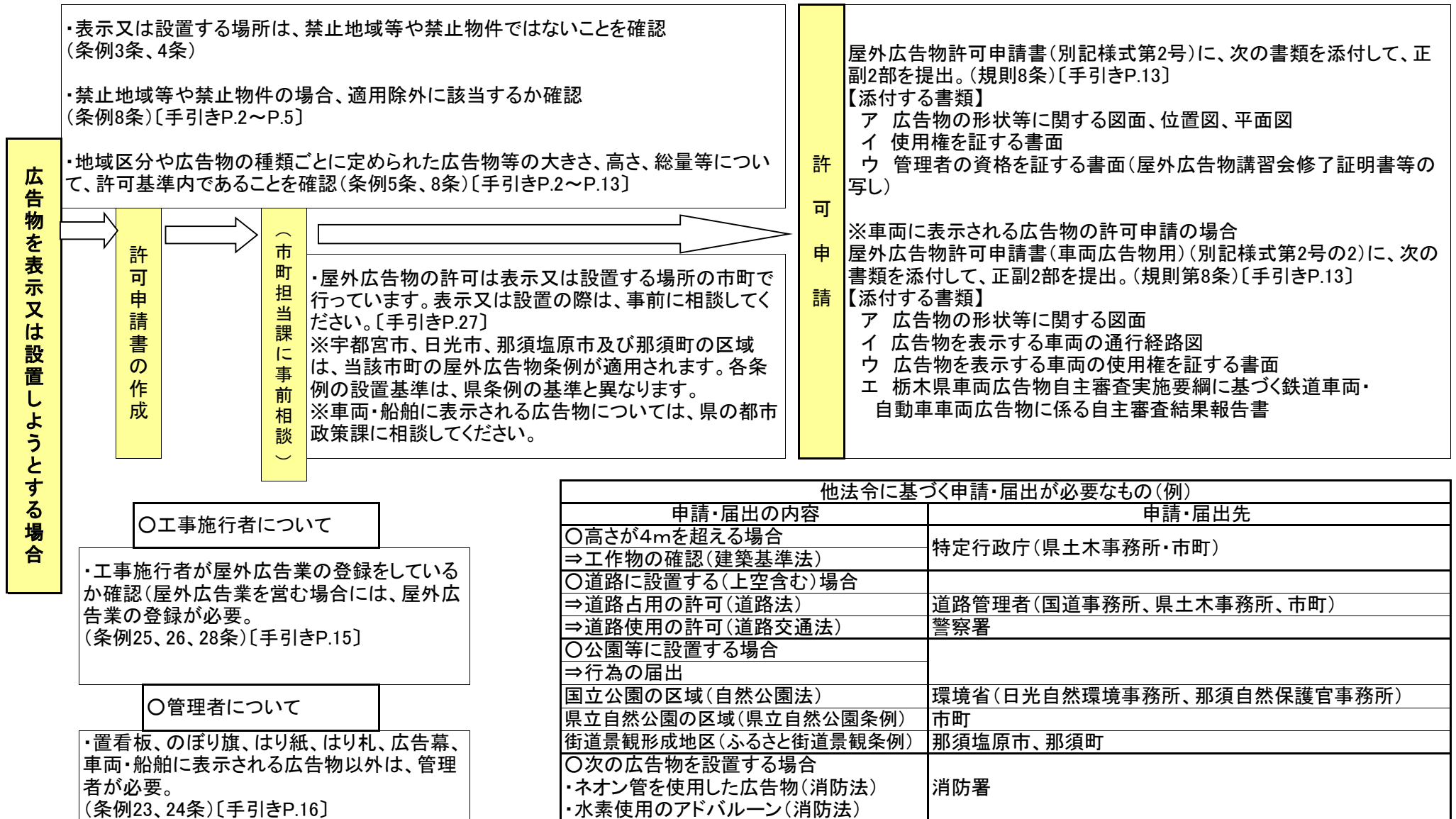
イ 管理者の氏名、住所等を変更した場合は屋外広告物管理者等設置（変更）届出書を提出してください。

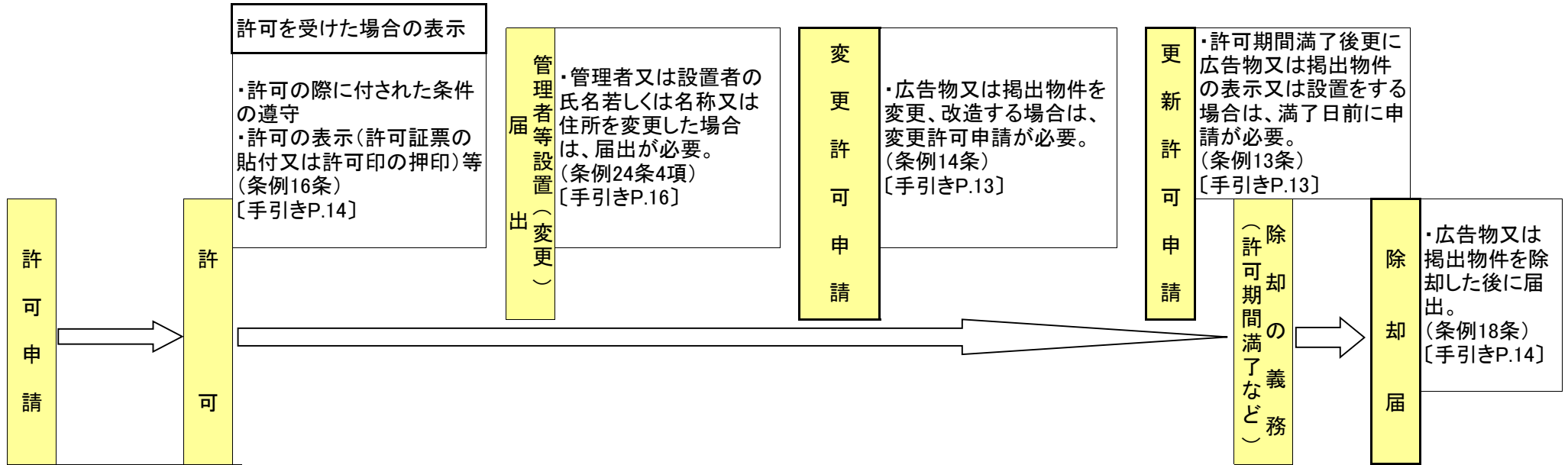
ウ 屋外広告物管理者等設置（変更）届出書を提出する際には管理者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）を添付してください。

## 13 屋外広告物講習会

県では広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識の修得を目的として、講習会を開催しています。受講には、手数料が必要です。

## 許可申請のフローチャート





- ・はり紙 同一物件に連続して表示しないこととし、かつ、はり紙のみを掲出する目的で設置された物件に表示する場合を除き、容易に除却し得る方法で表示し、直接のり付けをしないこと。
- ・はり札、立看板 はり札及び立看板を同一物件に連続して表示しないこと。
- ・電柱等に設置する袖看板 歩道の中央から車道寄りの部分又は車道に設置された電柱等に袖看板を設置するときは、袖看板を道路の外側に向けること。  
電柱等一本につき袖看板は一個とすること。
- ・アドバルーン 広告物を表示する布片は、添架装置の主綱に固着させること。  
常時監視員を置き、危害防止のため監視させること。  
風速5m以上の強風の時は、アドバルーンを掲揚しないこと。

## 14 広告物の解釈

広告物の種類	解 釈
広 告 板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面が板状であるものをいう。
広 告 塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造であるものをいう。
壁面広告物	建築物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示されたものをいう（壁面突出広告であるものを除く。）。
壁面突出 広 告 物	建築物の外壁面から突き出して取り付けられる広告板等をいう。
は り 紙	紙等に印刷又は手書きされたもので、建築物その他工作物等に、押しピン、テープ、糊等により貼りつけられたものをいう。
は り 札	ベニヤ板、プラスチック板、ボール紙等の簡易な材質の板に紙を貼ったもの又は木、金属等の板に直接塗装したものを、建築物その他工作物等に、ひも、針金等でつるし、又はくくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたものをいう。
立 看 板	木枠、ベニヤ板、プラスチック板等の軽易なものに紙張り若しくは布張りし、又は木、金属等の板に直接塗装したものを、容易に取り外すことができる状態で立て、又は建築物その他工作物等に立てかけられ、又は針金等で取り付けられているものをいう。
置 看 板	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたもので、土地に置いて表示されるものをいう。
の ぼ り 旗	木、合成樹脂等の竿に布等を取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建物、工作物及びその他の物件に取り付けられたものをいう。
広 告 幕	木、金属、合成樹脂等の竿に布を付けたもので、針金等で建築物その他の物件に取り付けられ、その布を利用して表示されるものをいう。
ア ー チ	道路上空を横断するアーチ状の工作物に広告を表示するものをいう。
アーケード 添 加 広 告 物	公共用歩廊に懸架並びに設置されるものをいう。
電 柱 広 告	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたものを、電柱、街灯柱に巻き付けて表示するもの（巻付広告）及び物件を装置して表示するもの（袖看板）をいう。
車 両 広 告	電車、LRT、バスその他の車両の外表面を利用して広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	気球を利用して表示するものをいう。 なお、アドバルーンについては、自家用広告物の扱いはしない。
サインポール	標識柱（道路標識柱を除く。）を利用して、それに付帯する形で表示されるものをいう。

15 主な許可基準の図示

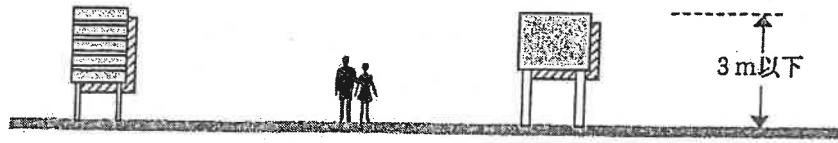
■ 野立広告板

《自然保全型》

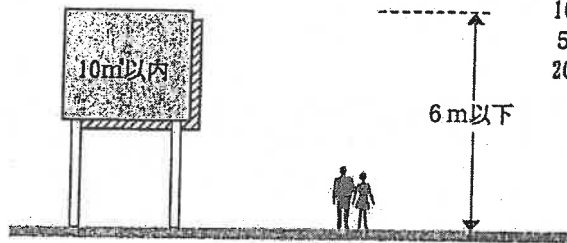
0.5㎡以内/面・表裏各1面/件  
5件/基 (5㎡以内/基)

《自然保全型沿線》

3㎡以内/面・表裏各1面/件  
5件/基 6㎡以内/基

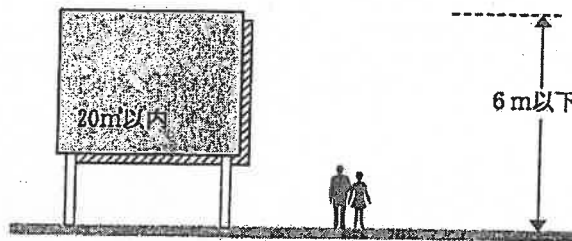


《田園調和型》



10㎡以内/面・表裏各1面/件  
5件/基  
20㎡以内/基

《田園調和型沿線・市街地形成型》



20㎡以内/面・表裏各1面/件  
5件/基  
40㎡以内/基

■ 野立広告塔

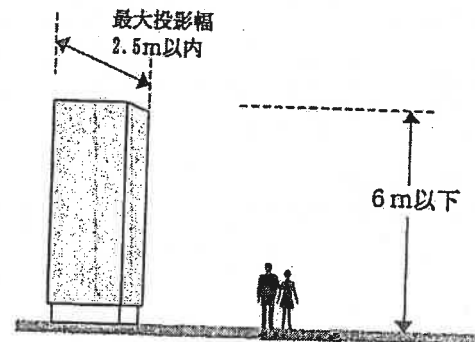
《自然保全型・自然保全型沿線》

3㎡以内/面・合計12㎡以内/基  
1面幅1m以内・最大投影幅1.5m以内

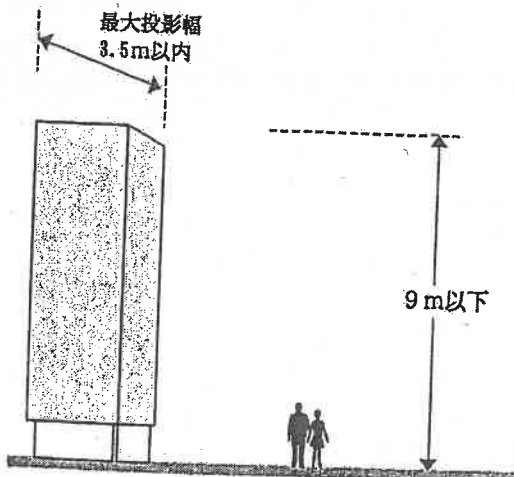


《田園調和型》

10㎡以内/面・合計40㎡以内/基  
1面幅2m以内  
最大投影幅2.5m以内



《田園調和型沿線・市街地形成型》



20㎡以内/面・合計80㎡以内/基  
1面幅2.5m以内  
最大投影幅3.5m以内

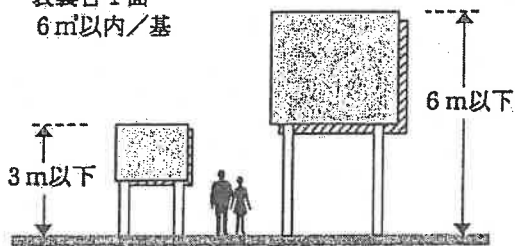
## ■ 敷地内広告板

《自然保全型沿線  
・田園調和型》

《自然保全型》

3m以下/面  
表裏各1面  
6m以下/基

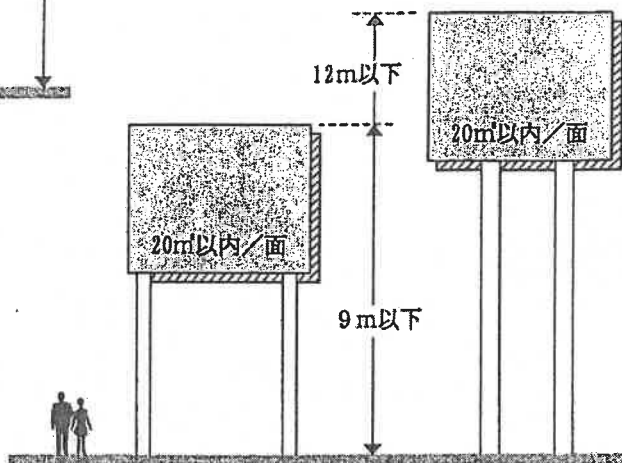
10m以下/面・表裏各1面  
20m以下/基



《田園調和型沿線》

20m以下/面・表裏各1面  
40m以下/基

《市街地形成型》



## ■ 敷地内広告塔

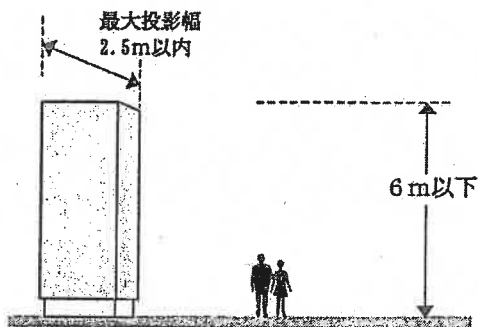
《自然保全型沿線・田園調和型》

10m以下/面・合計40m以下/基

1面幅 2m以下  
最大投影幅 2.5m以下

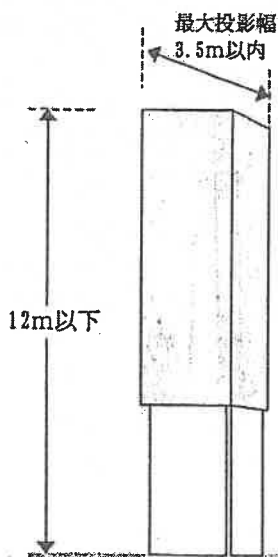
《自然保全型》

3m以下/面・合計12m以下/基  
1面幅 1m以下・最大投影幅 1.5m以下



《市街地形成型》

20m以下/面  
合計80m以下/基  
1面幅 2.5m以下  
最大投影幅 3.5m以下



《田園調和型沿線》

最大投影幅  
3.5m以下

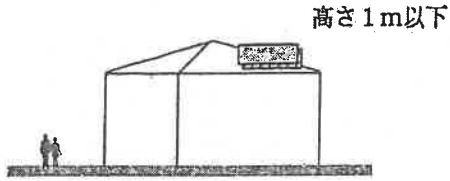
9m以下



## ■ 屋上広告板

### 《自然保全型・自然保全型沿線》

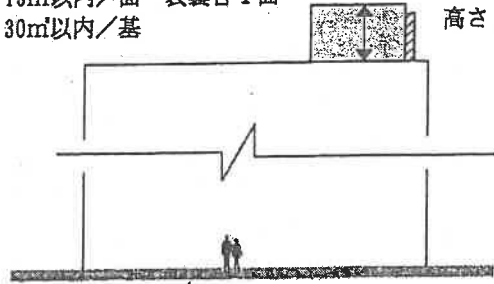
3㎡以内/面・表裏各1面  
6㎡以内/基



### 《田園調和型》

1壁面  
15㎡以内/面・表裏各1面  
30㎡以内/基

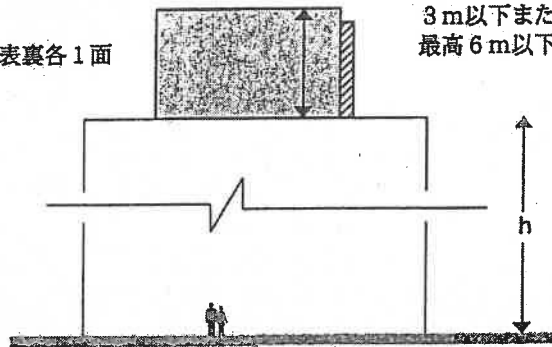
高さ3m以下



### 《田園調和型沿線・市街地形成型》

1壁面  
60㎡以内/面・表裏各1面  
120㎡以内/基

高さ  
3m以下または1/3h以下  
最高6m以下

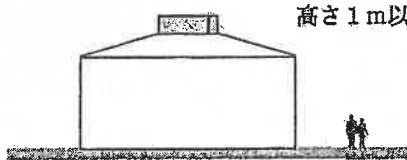


## ■ 屋上広告塔

### 《自然保全型・自然保全型沿線》

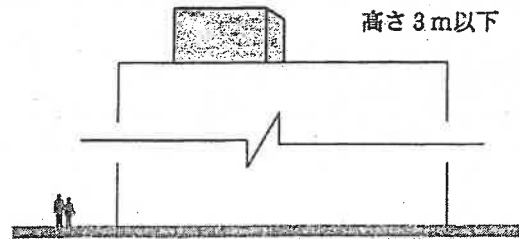
3㎡以内/面・合計12㎡以内/基  
1面幅3m以内・最大投影幅4m以内

高さ1m以下



### 《田園調和型》

高さ3m以下

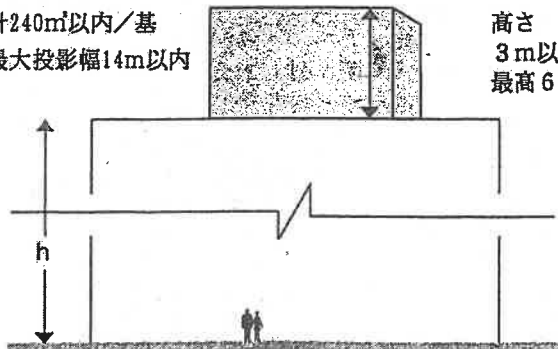


15㎡以内/面・合計60㎡以内/基  
1面幅5m以内・最大投影幅7m以内

### 《田園調和型沿線・市街地形成型》

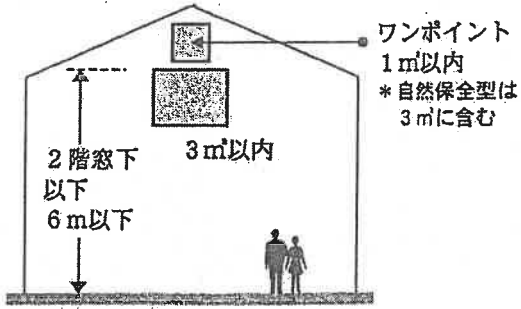
60㎡以内/面・合計240㎡以内/基  
1面幅10m以内・最大投影幅14m以内

高さ  
3m以下または1/3h以下  
最高6m以下

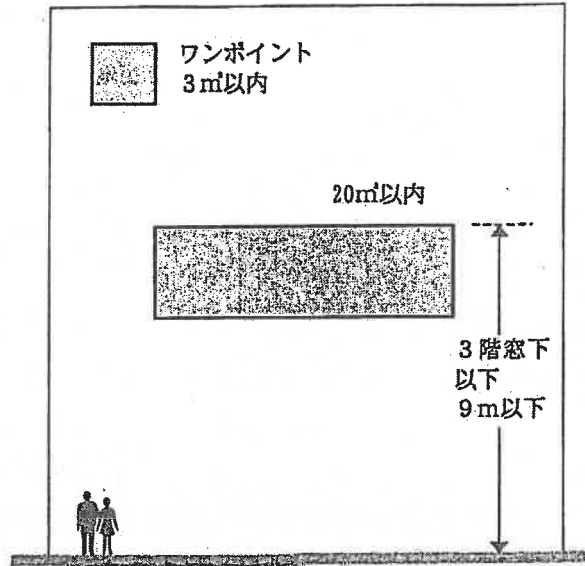


■ 壁面広告物

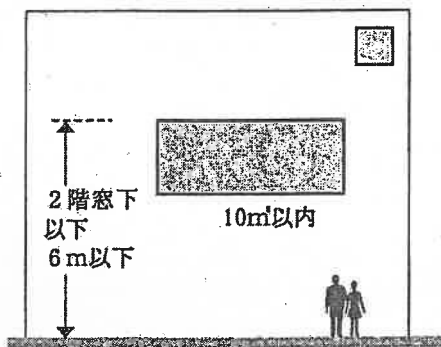
《自然保全型・自然保全型沿線》



《田園調和型沿線・市街地形成型》



《田園調和型》 ワンポイント  
1m以内



■ 壁面突出広告物

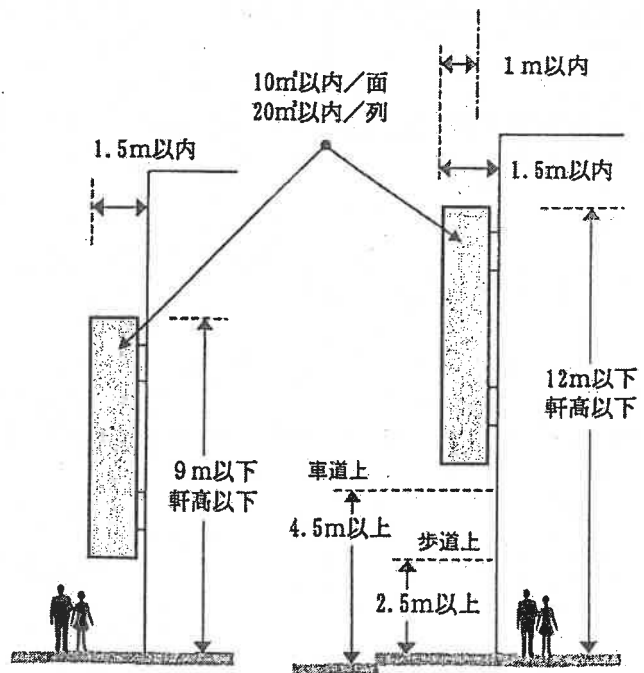
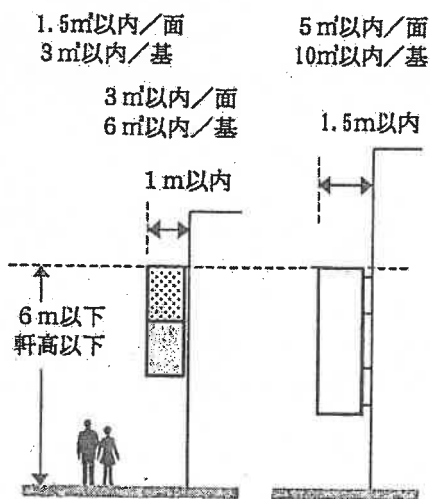
《自然保全型》

《田園調和型》

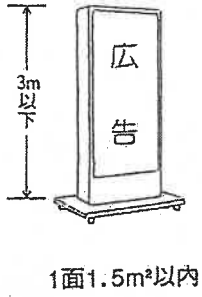
《田園調和型沿線》

《市街地形成型》

《自然保全型沿線》

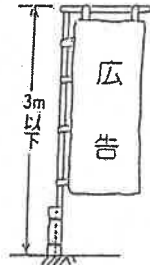


■ 置看板



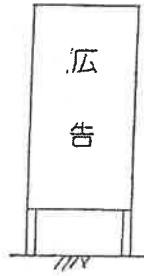
1面1.5m<sup>2</sup>以内

■ のぼり旗



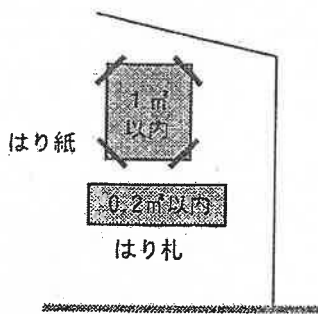
1面1.5m<sup>2</sup>以内

■ 立看板

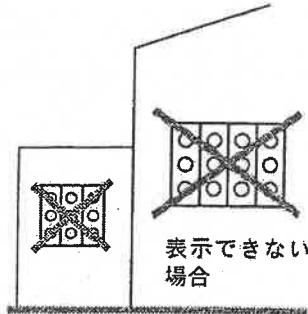


1m<sup>2</sup>以内

■ はり紙

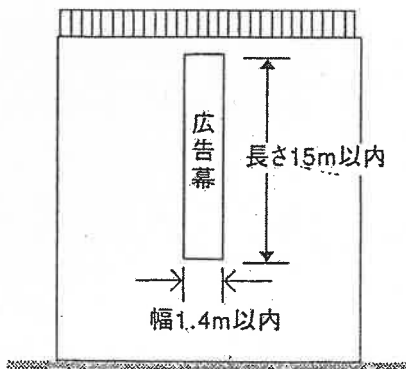


■ はり札

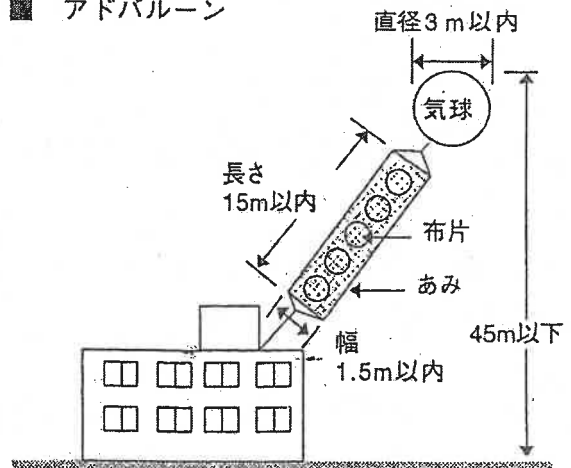


\*同一物件に連続して表示しないこと。

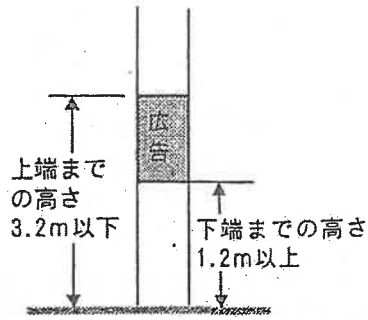
■ 懸垂幕



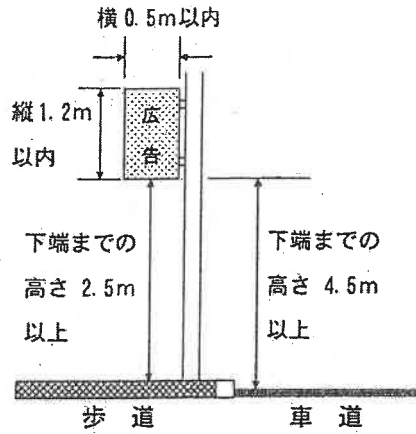
■ アドバルーン



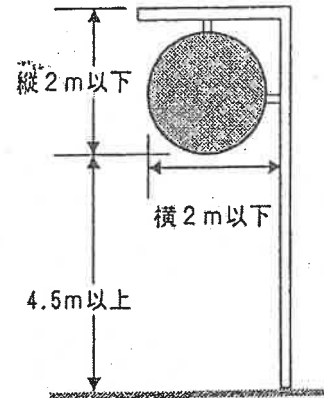
■ 巻付広告



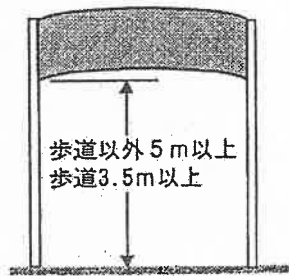
■ 袖看板



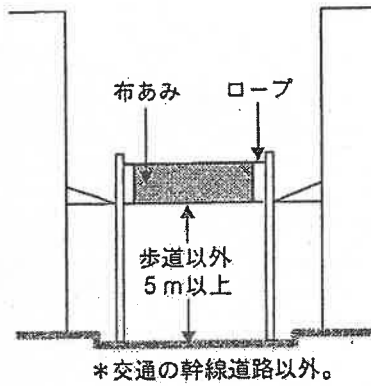
■ サインポール



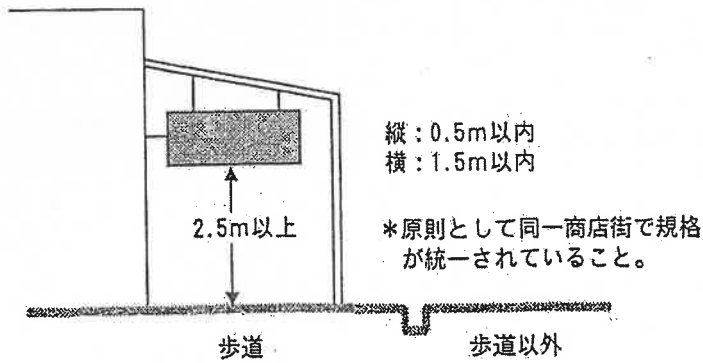
■ アーチ



■ 横断幕



■ アーケード添加広告物



○ 屋外広告業登録申請窓口一覧(手引きP.15を参照のうえ、各窓口に申請してください。)

	事務所	担当	電話番号	登録しようとする主たる営業所の所在地
1	宇都宮土木事務所	保全管理課	028-626-3140	上三川町
2	鹿沼土木事務所	保全部	0289-65-3212	鹿沼市
3	日光土木事務所	保全管理課	0288-53-1210	日光市
4	真岡土木事務所	保全部	0285-83-8302	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
5	栃木土木事務所	保全管理課	0282-23-3435	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
6	矢板土木事務所	保全部	0287-44-2186	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
7	大田原土木事務所	保全管理課	0287-23-6613	大田原市、那須塩原市、那須町
8	烏山土木事務所	総務課	0287-83-1321	那須烏山市、那珂川町
9	安足土木事務所	保全第一部	0284-41-2572	足利市
		保全第二部	0283-24-3111	佐野市
10	栃木県国土整備部 都市政策課	景観づくり担当	028-623-2463	宇都宮市、栃木県外

※ 宇都宮市の区域において屋外広告物の設置に係る営業を行う場合には、宇都宮市に登録が必要となります。

・宇都宮市都市整備部建築指導課 電話028-632-2573

○ 屋外広告物許可申請窓口一覧

	市町	部	課	係	電話番号
1	宇都宮市 ※	都市整備部	建築指導課	管理グループ	028-632-2573
2	足利市	都市建設部	都市政策課	都市政策担当	0284-20-2167
3	栃木市	都市建設部	都市計画課	計画景観係	0282-21-2431
4	佐野市	都市建設部	都市計画課	計画係	0283-20-3100
5	鹿沼市	都市建設部	都市計画課	都市計画係	0289-63-2209
6	日光市 ※	建設部	都市計画課	都市計画係	0288-21-5102
7	小山市	都市整備部	都市計画課	開発指導係	0285-22-9234
8	真岡市	建設部	都市計画課	計画係	0285-83-8152
9	大田原市	建設部	都市計画課	都市計画係	0287-23-8711
10	矢板市	建設部	都市整備課	計画担当	0287-43-6213
11	那須塩原市 ※	建設部	都市計画課	都市計画係	0287-62-7159
12	さくら市	建設部	都市整備課	都市計画係	028-681-1120
13	那須烏山市		都市建設課	都市計画グループ	0287-88-7118
14	下野市	都市建設部	管理保全課	管理グループ	0285-32-8908
15	上三川町		都市建設課	都市計画係	0285-56-9140
16	益子町	産業建設部	建設課	都市計画係	0285-72-8842
17	茂木町		建設課	都市計画係	0285-63-5621
18	市貝町		建設課	都市計画係	0285-68-1117
19	芳賀町		都市計画課	都市計画係	028-677-6020
20	壬生町	建設部	都市計画課	都市計画係	0282-81-1853
21	野木町	産業建設部	都市整備課	施設保全係	0280-57-4156
22	塩谷町		建設水道課	建設担当	0287-45-1114
23	高根沢町		都市整備課	管理係	028-675-8107
24	那須町 ※		建設課	都市計画係	0287-72-6907
25	那珂川町		建設課	管理係	0287-92-1118

※ 宇都宮市、日光市、那須塩原市及び那須町の区域は、当該市町の屋外広告物条例が適用となります。また、「車両・船舶に表示される広告物」のうち、宇都宮市、日光市、那須塩原市及び那須町の区域に表示されるものは当該市町、それ以外の区域に表示されるものは県の都市政策課(028-623-2463)が窓口となります。

編集・発行 / 栃木県県土整備部都市政策課・令和7（2025）年4月

ホームページ : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html>